

平成28年度第10回
東京都私立学校審議会（第761回）

平成29年 2月20日（月）

都庁第一本庁舎42階 北側特別会議室 A

午後 3 時00分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、平成28年度第10回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員20名全員でございます。開会定足数は11名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第6条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第7条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議案は認可に関する議案のみのために、審議は非公開となります。

それでは、本日の議案の審議に入らせていただきます。まず今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学行政課長 本日、諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります8件でございます。それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第8条第1項及び第31条第2項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

平成29年2月20日付け、東京都知事名

記 1 りっこう幼稚園の収容定員に係る園則変更認可について（練馬区）外7件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明いたしますので、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件7件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件8件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております各議案のうち、次回に継続いたしますものを除く議案第1号から議案第8号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第1号は、千駄ヶ谷外語学院の設置認可についてでございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第一部会の千葉委員から調査結果につきまして説明願います。

○千葉委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、千駄ヶ谷外語学院の設置認可についてでございます。

平成29年1月24日に、三宅主査及び東京都私学部の担当職員と私とで、第一部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人吉岡教育学園から学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設設備などについては、各種学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は、以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の3点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、各種学校規程等の関係法令の遵守を徹底し、既設校を含め、適正な学校運営及び教育活動を行っていただきたいこと。

2つ目は、外国人留学生を対象とすることから、質の高い生徒の確保を適切かつ着実にを行い、安定した学校の経営及び運営を行っていただきたいこと。また、学校の役割として、卒業後の進路も適切に指導していただきたいこと。

3つ目は、これまでも日本語教育を行ってきた経験を生かし、さまざまな日本の文化を紹介するという教育内容にふさわしいカリキュラムや施設設備を用意するなど、より一層教育及び教育環境の質を高めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第1号、千駄ヶ谷外語学院の設置認可についてご説明いたします。

本案件は学校の新規設置ですが、既存の建物の活用により、基準を満たす校舎があることから1段階審査をとるものです。

それでは、設置要項に基づきましてご説明いたします。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、日本で高等教育及び専門技術を習得し、母国の発展に寄与しようとする熱意と責任感のある外国人就学生及び一般の成人外国人に対

し、必要な日本語を教育すると共に日本の文化及び風俗習慣を理解させることを目的とする」です。

学校の名称及び位置は、要項 2 から 3 に記載のとおりです。

開設の時期は、平成29年10月 1 日を予定しております。

経費の見積もり及び維持方法は、要項 5 に記載のとおりです。

設置者は、学校法人吉岡教育学園で、理事長は吉岡正毅氏、校長は同じく吉岡正毅氏を予定しております。

学科別修業年限及び生徒定員につきましては、要項 8 に記載のとおり、学科は日本語学科一般日本語コースのみで、第 I 部の入学定員16名の 2 年コース、入学定員18名の 1 年 6 か月コースと、第 II 部の入学定員16名の 2 年コース、入学定員18名の 1 年 6 か月コースを設置いたします。なお、1 年 6 か月コースにつきましては、初年度に第 I 部を、次年度に第 II 部を募集することとしておりまして、以降、隔年ごとの募集といたします。合計の総定員は100 名です。

主要教科名は、要項 9 に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具、教具等につきましては、要項10から13に記載のとおり設置要件及び基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項14及び15に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載しておりますのでご参照ください。

以上で、議案第 1 号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第 1 号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第 2 号及び議案第 3 号は、学校法人藤井学園の寄附行為認可及びあづま幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の友松委員から調査結果につきまして説明願います。

○友松委員 それでは、議案第2号及び第3号につきましてご説明いたします。

本案件は、墨田区所在のあづま幼稚園の設置者を藤井久榮氏から学校法人藤井学園に変更するものでございます。

去る1月30日、町山委員、私学部及び墨田区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

あづま幼稚園は、昭和27年以来、約65年にわたり次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根づいた幼稚園として住民に受け入れられてきました。教育については、地域に根差した人間関係を育むを教育方針とし、健康で明るく、感性の豊かな優しい人格の育成を行っていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の設備施設についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりでございますが、その際、3点の要望を行ってまいりました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえて、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力していただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望してまいりました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思っております。なお、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号及び議案第3号についてご説明申し上げます。

これは、墨田区所在のあづま幼稚園の設置者を学校法人藤井学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人藤井学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第2号をごらんください。

名称は、学校法人藤井学園で、事務所の所在地及び目的はそれぞれ要項2及び3に記載の

とおりでございます。

設置する幼稚園名は、あづま幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第3号、あづま幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人藤井学園を設立するものでございます。

新設置者は学校法人藤井学園、設立代表者は田村由紀子氏、園長も同じく田村由紀子氏でございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号及び議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第4号及び議案第5号は、学校法人フランシスコ学園の寄附行為認可及び小さき花の幼稚園の設置者変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の町山委員から調査結果につきまして説明願います。

○町山委員 それでは、議案第4号及び第5号につきましてご説明します。

本案件は、大田区所在の小さき花の幼稚園の設置者を、宗教法人カトリック聖ヨゼフ・フランシスコ修道会から学校法人フランシスコ学園に変更するものです。

去る2月2日、遠藤委員、私学部及び大田区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

小さき花の幼稚園は、昭和21年以来、約70年にわたり次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、カトリック精神に基づき、適当な環境を通して、明るく楽しく、個性あふれる人間性豊かな幼児教育を実施し、心身の健全な発達を促進するために努めていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については以上のとおりですが、その際、3点ほどの要望をしましてまいりました。

1つ目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関連法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいことを要望しました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第4号及び議案第5号についてご説明申し上げます。

これは、大田区所在の小さき花の幼稚園の設置者を学校法人フランシスコ学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人フランシスコ学園の寄附行為認可についてご説明いたします。議案第4号をごらんください。

名称は、学校法人フランシスコ学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、小さき花の幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者、または3親等以内の親族は一人を超えて含まれており

ません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれておりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第5号、小さき花の幼稚園設置者変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人フランススコ学園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人フランススコ学園、設立代表者は村上芳隆氏、園長は竹内正美氏でございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項8に記載のとおりでございます。

また、要項9にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

それでは、議案第4号及び議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

議案第6号及び議案第7号は、学校法人曙こども学園の寄附行為認可並びにあけぼの幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第二部会の遠藤委員から調査結果につきまして説明を願います。

○遠藤委員 それでは、議案第6号及び第7号についてご説明いたします。

本案件は、世田谷区所在のあけぼの幼稚園の設置者を坂田美江子氏から学校法人曙こども学園に変更するものでございます。

去る1月26日、友松委員、私学部及び世田谷区の担当職員と私とで、部会調査を実施いたしました。

あけぼの幼稚園は、昭和16年以来70年以上の間、次代を担う幼児教育の重要性を深く認識し、地域に根差した幼稚園として住民に受け入れられてきました。

教育については、カトリックの教えを重視し、幼児の精神と身体を円満に発達させることを目標としていることがうかがえました。

また、園舎、運動場等の施設設備についても、設置基準を充足しておりました。

調査結果については、以上のとおりでございますが、その際、3点ほどの要望をしております。

1点目は、学校法人として学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法等の教育関係法令を遵守し、また、法人の定める寄附行為に基づき、適正かつ安定的な法人運営に努めていただきたいこと。

2つ目は、公教育の一翼を担う私立学校として、幼稚園教育要領を踏まえ、園の教育の特色を大切にされた教育内容のさらなる向上に尽力いただきたいこと。

3つ目は、幼稚園の施設設備については、幼稚園設置基準における諸条件を維持し、積極的に保育環境の充実を図っていただきたいこと。

以上の3点を要望してまいりました。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題ないと思います。なお、詳細につきましては、事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第6号及び議案第7号についてご説明申し上げます。

これは、世田谷区所在のあけぼの幼稚園の設置者を学校法人曙こども学園に変更するものでございます。

それでは、要項に基づきまして、初めに学校法人曙こども学園の寄附行為認可についてご説明いたします。

議案第6号をごらんください。

名称は、学校法人曙こども学園で、事務所の所在地及び目的は、それぞれ要項2及び3に記載のとおりでございます。

設置する幼稚園名は、あけぼの幼稚園でございます。

役員につきましては、その配偶者または3親等以内の親族は一人を超えて含まれておりません。

監事につきましては、当法人の理事、評議員または職員と兼ねている者は一人も含まれて

おりません。

資産等につきましては、要項7から9に記載のとおりで、学校法人化の要件を満たしております。

続きまして、議案第7号、あけぼの幼稚園設置者変更及び収容定員に係る園則変更要項をごらんください。

学校の目的、名称、位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月3日を予定しております。

変更の理由は、教育条件の維持向上を図り、さらにその公共性を一層高めるため、学校法人曙こども学園を設立するものでございます。

新設置者は、学校法人曙こども学園、設立代表者は坂田美江子氏、園長は小池啓子氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の6学級120名を3学級105名にするものでございます。

経費の見積もり及び維持の方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか。

どうぞ。

○加茂川委員 本件、あけぼの幼稚園に限った話ではないのですが、事務局に質問をしたいと思えます。

第2号以降の議案、あづま幼稚園も小さき花の幼稚園についても言えることですが、いわゆる私立幼稚園のうち学校法人立以外のもの、個人であり、宗教法人立を学校法人化するというのは、これまでもそれを進めることが教育行政の基本でしたし、その成果で、この3件がまとめて本審議会の議題になることは事務局の労を評価したいと思うのです。

それに関連して、これまでどのような機会に働きかけをして、その学法人化が進んできたか、実績はどうなっているか、手元の資料で結構なのですが、例えば個人の場合には、不幸にして相続が発生する場合には学校法人化するチャンスだと思うのですが、これまでは、亡くなって個人立のままに届け出を受け入れている事例もあったように記憶しています。どのぐ

らい学法化が進んだか、学法化はどういう機会を捉えて努力なさってきておられるのか。今回のケースは事務局のご苦勞を多とするのですけれども、今後どうなっていくのかということをお聞きしたいのです。

加えて、例えば最近の認定こども園のように、あれに伴って社会福祉法人立の幼稚園が認められたり、特区制度でいろいろな例外が認められたりするものですから、個人立等の経営者が、これからどうなるかがわからないから学法化したくないという意向を漏らすこともあり得るのか、そういう特区ですとか認定こども園といった新しい制度が学法化の努力に向けた、何か障害になっていることもあるのかないのか、支障のない範囲でご説明していただければ、二、三点お願いいたします。

○近藤会長 事務局、よろしいですか。

○私学行政課長 最初のご質問、学校法人化がどれだけ進んできたかというところでございますけれども、東京都は学校法人化については昭和55年以降にいろいろな取り組みを進めて、学校法人化を進めているというところではあります。

例えば、学校法人化志向幼稚園制度の導入であるとか、基準の緩和というような取り組みで、昭和55年時点で学校法人化率が20%という数字だったのですが、直近の平成28年度の東京都の私立幼稚園における学校法人化率の割合ということで見ると62.6%で、この40年弱でここまで進んできたというような状況はあります。

学校法人化は、少しずつ進んできているのですけれども、なかなか進んでいないというところでは、幼稚園ごとの諸事情があり、その諸事情の中で認可基準が充足できないというところもあるのですが、ただ、都としては学校法人化を進めていくという立場で、今後も区市や各幼稚園と連携しながら個々の幼稚園のそういう課題解決に努めて、学校法人化ということを引き続き進めていきたいと思っております。

2つ目のご質問で、こども園とかの状況でということなのですが、正直、今のところどれだけの障害があるか、例えば新制度がスタートしたときに、個人立でも新制度に移行している園も出てきているような中で、それがどういう障害になっているのかというのはあるのですけれども、そのあたりの近々の状況も見据えながら、引き続き学校法人化というところは進めていきたいと思っております。

すみません、2つ目は余り答えになっていないかもしれないのですが、そういう状況は見据えながら、その時々でまた考えていきたいと思っておりますが、基本的には学校法人化を

進めていくという立場で考えていきたいと思っております。

○近藤会長 よろしいですか。

○加茂川委員 ありがとうございます。

本件で言うと、昭和10年代や昭和20年代の歴史ある学校法人外の幼稚園が学校法人化するというところで、シンボリックな意味もありますし、行政努力を繰り返し私は評価させていただくのですが、私は若いころ私学振興助成法の附則に助成の特例を設けて、あれは5年間でしたか、学法化の推進を図った行政にかかわったことがあって、なかなか進まなかった、大変な苦勞をした記憶もあるのですが、先ほどの数字で言うと、まだ東京都下については三十数%、4割近く残っているという課題はあるにしても進んできていることをよしとして、さらに努力を重ねていただきたいとお願いをしたいと思います。ありがとうございます。

○近藤会長 どうぞ。

○町山委員 今、加茂川先生からもお話があった、幼保連携型の認定こども園はあるにしても、社会福祉法人立の幼稚園というのはあるのですか。

○岸井委員 愛育幼稚園は社会福祉法人立だと思います。

○町山委員 どこですか。

○岸井委員 愛育幼稚園。恩賜財団母子愛育会が持っている。

○近藤会長 幼稚園でもあるのですね。

○吉田委員 愛育はそうです。

○岸井委員 全国にたしか2園だったと思います。

○町山委員 そういうものがあるのか、すみません、ありがとうございます。

○近藤会長 社会福祉法人と教育機関と、その線引きがわからないのだけれどもね。

ほかにございますか、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号及び議案第7号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回新たに諮問されている案件について、審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第8号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてでございます。

それでは、事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第8号、りっこう幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、平成29年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、地域の需要に応えるため、収容定員を変更するものでございます。

設置者は、学校法人日本力行会、園長は説寿弘氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の12学級350名を12学級420名にするものでございます。園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8～9にありますとおりいづれも設置基準を充足しております。

以上で、議案第8号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。何かご質問はございませんでしょうか、よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○近藤会長 それでは、議案第8号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

次に、今回諮問のみで、継続審議とする案件でございます。

議案第9号及び議案第10号は、学校法人の寄附行為認可及び各種学校の設置認可、議案第11号は、幼稚園の設置認可、議案第12号及び議案第13号は、学校法人の寄附行為認可及び幼稚園の設置者変更、議案第14号及び議案第15号は、学校法人の寄附行為認可並びに幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可でございます。

議案第9号及び議案第10号は第一部会、議案第11号から15号は第二部会の所管でございますので、各部会の委員の皆様には部会調査をお願いいたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、3月の開催日は、21日火曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知をさせていただきます。

それでは、これもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

ご審議ありがとうございました。

午後3時36分閉会